

## 第3章 対策の基本項目

政府行動計画及び都行動計画と同様，感染拡大を可能な限り抑制し，市民の生命及び健康を保護すること及び市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となることを目的として，これを達成するための対策の項目として，以下の4項目を柱として位置付け実施する。

- 1 情報提供・共有
- 2 感染拡大防止
- 3 予防接種
- 4 市民生活及び経済活動の安定の確保

各項目の説明は以下のとおりである。

### 1 情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策については，国，都道府県，市区町村，医療機関等，事業者及び市民の各々が，国家の危機管理に関わる重要な課題であるという共通認識の下，それぞれの責務を果たすことが被害及び影響を少なくするために重要となる。

市は，市民や事業者がそれぞれの責務を果たすことに必要な情報を発信するとともに，流行状況に応じてとるべき行動について普及啓発していく必要がある。

#### (1) 情報提供手段

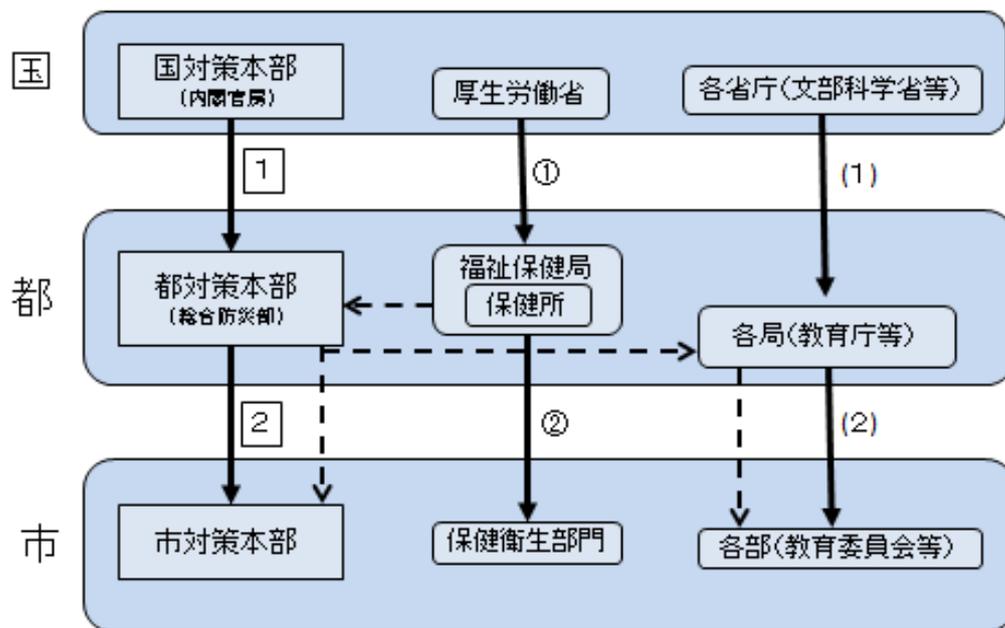
市民の情報を受取る媒体や情報の受取り方が多様であることが考えられるため，外国人，障害者など情報が届きにくいと考えられる人にも配慮し，市報をはじめ市ホームページ，FM，メール等を含めた多様な媒体を用いて，理解しやすい内容で，できる限り迅速に情報提供を行う。

#### (2) 情報収集体制の整備

市は，発生前から情報収集体制を整備し，国及び都が発信する情報の入手に努め，庁内で情報共有を図ることとする。

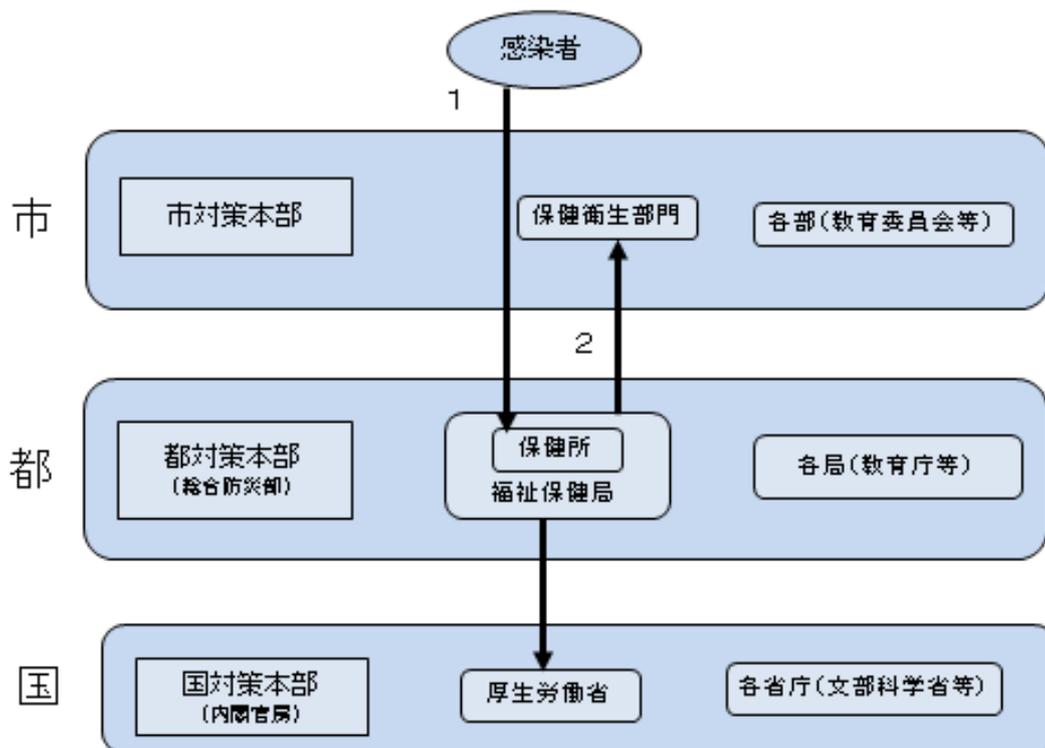
収集した情報については，保健所との連携の下，市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

○新型インフルエンザ等に関する国から市(保健所設置市以外)への情報の流れ(国の通知等)



- 1→2 内閣官房からの情報の流れ
- ①→② 厚生労働省からの情報の流れ
- (1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ
- ▶ 重要な情報は必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等の感染者に関する情報の流れ



### (3) 平時における情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識と予防方法について市民へ周知を図ることが重要であり、感染拡大防止のための必要条件となることから、未発生期から市民一人ひとりの感染予防策について理解の促進を図るための情報提供を行う。

また、日頃の食事、休養、喫煙などの生活習慣を改善し抵抗力をつけておくことが、感染した際の重症化予防のために大切であることについて情報提供を行う。

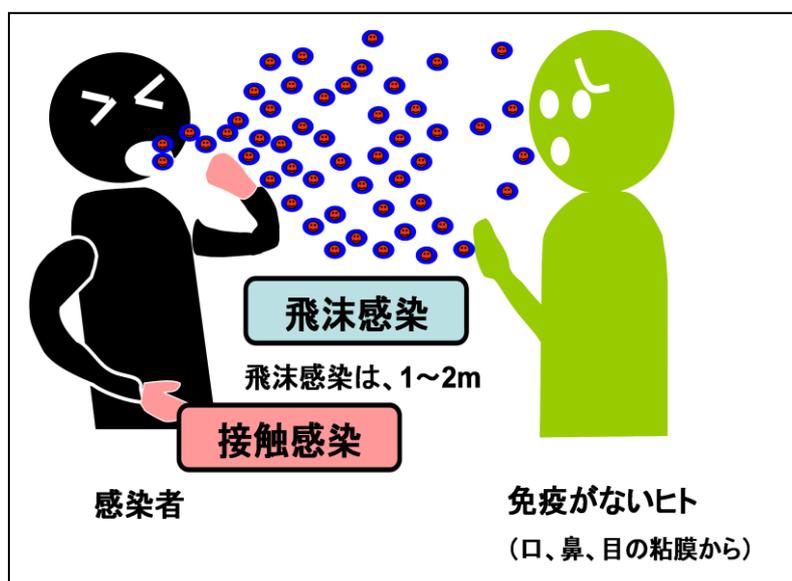
### (4) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供

市内における感染状況、予防方法、住民接種及び発生段階に応じた医療機関の受診方法などについて、市民に対し迅速に情報提供する。

また、発生時の情報提供に際しては、個人の人権の保護に配慮し、感染者への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。

### <感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染(\*1)」と「接触感染(\*2)」とされており、その予防には、手洗い、うがい、マスク着用などが有効である。



#### (\*1) 飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

#### (\*2) 接触感染：

皮膚と粘膜の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触により感染する経路を指す。

出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画

### (5) 医療機関との情報共有

新型インフルエンザ等対策の実施においては、住民接種をはじめとして医療機関との連携が特に重要であるため、調布市医師会のほか、都と連携し二次保健医療圏における北多摩南部地域保健医療協議会へ参加するなど、平常時から情報の共有に努める。

(6) 住民相談

新型インフルエンザ等発生後，国からの要請に基づき相談窓口を設置し，国から配布される質疑応答集等を活用し，市民からの一般的な問い合わせに対応する。

## 2 感染拡大防止

新型インフルエンザ等による健康被害や市民生活等の混乱をできるだけ小さくするためには、医療機関の負荷を軽減し、必要な医療を受けられない人を出さないことが最重要課題である。手洗い、うがい等の個人レベルでできる対策も含めて、あらゆる角度から多様な対策を講じることにより流行のピークを遅らせることが必要となる。

新型インフルエンザは自然発症するものでなく、感染した人から人へ飛沫感染または接触感染により罹患する感染症であることを踏まえると、感染拡大防止策の基本的な考え方としては、一人ひとりが、または行政を含めた事業者が、「人と人との直接的または間接的な接触の機会を減らす」、「感染した人は他人へ感染させない」といった考え方に基づき行動することが重要である。

これにより流行のピークの先延ばしと患者の急増の抑制を可能とし、もって、必要な医療の提供及び市民生活の安定の確保を図るものである。

また、重症化を防ぐのに効果が期待される予防接種は、罹患する前に接種を受ける必要があるが、住民接種用ワクチンの製造は新型インフルエンザ発生後となることから、必然的に全ての人が流行の前に接種を受けることは叶わない。

感染拡大防止策による流行のピークの遅れは、患者の急増による医療機関の負荷を軽減するだけでなく、ワクチンの製造から接種までにかかる時間を確保する効果があり、これにより、新型インフルエンザに罹患する前に予防接種を受けられる人が増え、結果として、入院等を必要とする重症患者や死亡者が減少することが期待できる。

さらに、感染拡大防止策による患者数の急増の抑制は、市民生活に欠かせない警察、消防、食料・生活必需品の生産及び流通、公共交通機関等に従事する従業員の欠勤率を下げ、これらの業種の機能低下を抑えることにつながることから、感染拡大防止策の果たす役割は市民生活の安定にとっても非常に大きい。

具体的対策としては、個人レベルでできる対策から、状況によって行政が介入を深め、地域単位で特措法に基づき施設の使用制限や不要不急の外出自粛要請や指示を行うなどの対策まで予定されている。

### (1) 個人対策

#### ア 手洗い、うがい、マスクの着用

ウイルスは、非常に小さく肉眼で見ることができないことから、通常の日常生活を営みながらウイルスからの感染を完全に防ぐことは困難である。

個人でできる対策として、手洗い、うがい、マスクの着用について、市報、市ホームページなどにより、市民一人ひとりに習慣化されるよう働きかけを行うことが必要である。

また、日頃から食事、休養、喫煙などの生活習慣を改善し、感染に対する抵抗力をつけておくことが重症化予防のために大切である。

## イ 症状がある場合の咳エチケットや休務

感染拡大は、感染した人から複数の人に感染するという流れの連鎖により生み出されることから、感染拡大を防止するためには、感染した一人ひとりが他人へ感染させないことが極めて重要である。

また、感染者が非感染者と直接的または間接的に接触することがなければ、他人へ感染することは起こらないため、感染者においては治癒するまでの間、極力、仕事を休むなどして外出を自粛し、事業者においては、事業所内での集団感染を防止するため、感染した従業員を休ませるなどの措置を講ずることが有効である。

市は、これらについて、市報やホームページなどにより協力を呼びかける。

## ウ 不要不急の外出自粛

感染拡大は、感染者と非感染者が直接的または間接的に接触しないことにより防ぐことができることから、一人ひとりが、不要不急の外出を控えるなどの行動をとることが有効である。

特措法では、政府の緊急事態宣言以降、都知事は、都民に対し不要不急の外出自粛について要請できることになっている（特措法第45条）。

市では、緊急事態宣言の有無に関係なく、新型インフルエンザ等の発生後、不要不急の外出自粛について協力の呼びかけを行う。

## (2) 事業所対策

### ア 施設における感染防止対策

多くの人が集まる場所は、一人の感染者から多数の人へ感染する集団感染を引き起こす危険性が高く、その後の地域の大流行に発展するが多い。

施設管理者は、このことを理解し利用者層、利用者数等の施設の利用状況に応じた感染拡大防止策をとることが求められる。

通所、入所施設については、施設内に感染者が出ていない時期から、施設利用者及び従業員に対し、日頃の手洗い、うがい、マスクの着用を呼びかけるとともに、必要に応じ体温測定等を行い健康管理に注意を払う必要がある。

感染疑いの症状が認められる者については、早期に医療機関を受診させ、必要に応じて休ませるなどの措置をとるほか、併せて、感染者の濃厚接触者についても健康管理を行うよう努めることが求められる。

### イ 施設の臨時休業

特に、学校、保育園等の施設では集団感染が起きやすく、その後の地域での大流行に発展する危険性も高いため、感染者が発生した場合は、集団感染に発展する前の早期の段階で、臨時休業等の措置をとりウイルスを施設内で封じ込めるこ

とが感染拡大防止策として非常に重要である。

政府による緊急事態宣言下では、特措法に基づき、都知事が学校、保育園等の施設に対して、施設の使用制限の要請や指示を行う場合がある(特措法第45条)。

#### ウ イベント、催物等の自粛

人と人との接触機会をできるだけ減らすことが有効であるため、人が集まるイベント、催物、集会等は、できるだけ中止することが望ましく、このことについて、市では、広く地域に協力を呼びかけるとともに、市が主催者として実施するイベント、催物等を積極的に中止するほか、状況に応じ市施設の使用を一時的に制限し、イベント、催物等を行えないような措置をとる。

政府による緊急事態宣言下では、特措法に基づき、都知事が催物の開催の制限等について要請や指示を行う場合がある(特措法第45条)。

#### エ 郵送による手続きの呼びかけ

市への各種申請等手続きについては、可能な限り郵送による方法を認めるとともに、郵送による方法を積極的に促し、利用者の外出機会を減らすことにより感染機会を減らすことに配慮する。

また、市の実施要綱等の規定に基づく各種申請・更新等の手続きについて、申請期限等の延長について検討し、可能な限り市民が外出しなくてもすむような措置を講じる。

#### オ 徒歩、自転車移動、時差出勤の呼びかけ

電車等の公共交通機関は、生活に欠かせない市民の足となる一方で、不特定多数の人同士が長時間密着した状態となる場合も多く、くしゃみや咳による飛沫感染、手すりやつり革を介しての接触感染等の原因となりやすい。

感染症予防という観点では、流行期の移動手段は、できるだけ電車やバス等の公共交通機関を避けることが望ましい。

事業者は、従業員に対し、混雑しやすい朝の出勤方法について、時差出勤の他、徒歩や自転車等による出勤について推奨することが求められる。

### 3 予防接種

新型インフルエンザ等への対策は、医療対応以外の感染拡大防止対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぎ、医療機関の受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限度にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン（\*1）とパンデミックワクチン（\*2）の2種類があり、新型インフルエンザが発生した際は、都、医療機関等の関係機関や、市民の協力を得て可能な限り速やかに接種を行う。

なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

#### \*1 プレパンデミックワクチン

プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階で、パンデミックを引き起こす可能性のあるウイルスを基に製造される。

日本においては、プレパンデミックワクチン製造に当たって、現在H5N1亜型のインフルエンザウイルスを用いており、このワクチンは、H5N1亜型以外のインフルエンザには有効性が不明であり、また、新型インフルエンザウイルスがH5N1亜型であったとしても、パンデミックワクチンと比較すると、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできない。

#### \*2 パンデミックワクチン

パンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造される。

#### (1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が必要があると認める場合に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下、「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

イ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

なお、特定接種の実施については、登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を

実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については当該地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。

## (2) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種については、市が、実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、市は接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

接種体制の構築にあたっては、調布市医師会に必要な協力を要請する。

### 臨時接種・新臨時接種

	臨時接種	新臨時接種
根拠規定	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	予防接種法第6条第3項
緊急事態宣言	あり	なし
接種の 努力義務	あり	なし
接種の勧奨	接種を受けるよう勧める	
接種費用の 自己負担	なし	あり (低所得者以外から実費徴収可)
費用負担割合	国1/2, 都1/4, 区市町村1/4	低所得者分のみ 国1/2, 都1/4, 区市町村1/4
健康被害の 救済措置	予防接種法による救済	

### <住民接種の接種順位に関する基本的考え方>

- ①接種順位等は、政府対策本部が基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。
- ②特定接種が行われない場合、まず、患者の診療に直接従事する医療関係者から接種する。
- ③特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位については、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、政府対策本部が基本的対処方針等諮問委員会に諮ったうえで決定する。

④住民接種対象者の4分類

①医学的ハイリスク者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎疾患を有する者（発生時に国が基準を示す）</li> <li>・妊婦</li> </ul>
②小児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳以上の小児</li> <li>・1歳未満の小児の保護者</li> <li>・身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者</li> </ul>
③成人・若年者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①医学的ハイリスク者，②小児，④高齢者の群に分類されない者</li> </ul>
④高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の者</li> </ul>

## 4 市民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等が流行し多くの国民が罹患することにより、市民生活及び経済活動に多大な影響が及ぶとされている。

新型インフルエンザの流行は各地域で約8週間程度続くと言われており、2か月間にわたって、警察、消防、ライフライン、公共交通の機能低下をはじめ、様々な物資の輸入の減少・停止、さらに食料品・生活必需品の生産、物流の停滞など、市民生活に重大な影響が及ぶことが予想されている。

市は、これらの状況に応じ、市民へ買占めを行わないなど消費者として適切な行動をとるよう呼びかけを行うほか、独居高齢者や障害者等の要援護者に対する安否確認、生活支援を行うなど、新型インフルエンザ等による影響を最小限に抑え市民生活の安定を図る必要がある。

市、医療機関等、事業者及び市民は、未発生期からどのように行動するのか事前に準備をし、発生時には互いに協力し危機を乗り越えることが必要である。

### (1) 食料・生活必需品の安定供給（特措法第59条）

経済活動の低下に伴って食料・生活必需品が不足する場合は、都と協力し、業界団体、市内事業者等に安定供給を要請する。

また、食料品・生活必需品の価格が高騰することのないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

市民に対しては、消費者として、食料品・生活必需品の購入にあたって、買占めを行わないなど適切な行動を呼びかける。

### (2) 要援護者への支援，食料品等の提供

家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活できない独居高齢者や障害者等について、国、都、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等と連携し、安否確認をはじめ、必要な生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

また、流行期には生産、物流等の停滞により、食料品・生活必需品なども含めて品不足となることが想定されており、このような事態に備えて平常時から市民へ備蓄を呼びかけることが必要である。実際に品不足に陥った場合には、食料品等の確保、配布等の生活支援を行う。

### (3) ごみ収集，ごみ処理業務の継続

公衆衛生の観点から、ごみ収集業務を継続するとともに、ふじみ衛生組合にごみ処理業務の継続を要請する。

ごみ収集またはごみ処理能力が低下し、平常時と同様の処理が困難になる場合、

ごみの収集回数等について見直しを行い、市民等にごみの排出抑制への協力を要請する。

(4) 下水道業務の継続

都と連携し下水道事業が停止することのないよう業務の継続を図る。

(5) 遺体の安置、火葬（特措法第55条）

都の火葬体制を踏まえ、近隣市、事業者等と連携し域内における火葬が適切に実施できるよう調整を行う。

死亡者が増加し、火葬場の能力の限界を超えることが明らかになった場合は、遺体を一時的に安置するため、直ちに臨時遺体安置所を確保するものとする。

万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めることとする。

公衆衛生上の危害を防止するために、特に緊急の必要があると認められる場合、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられる場合があり、この場合、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行うものとする。

(6) 市役所機能の維持継続

新型インフルエンザ等の流行により市職員の出勤率が低下した場合も、市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な業務を維持継続するため、不急業務の縮小・休止及び人員配置等を主な内容とする事業継続計画を整備する。

(7) 地域医療

新型インフルエンザ等の患者の増加に対応するため、調布市医師会と連携し、流行状況及び患者数に注視し、休日診療及び休日夜間急患診療等の維持に努める。

また、地域における診療体制について、調布市医師会及び都と連携しながら調整を図る。